

三重テラス第3ステージ総括評価にかかる調査分析業務委託 仕様書

1 業務名

三重テラス第3ステージ総括評価にかかる調査分析業務委託

2 契約期間

契約日から令和8年6月23日（火）まで

3 業務の目的

三重県は、平成25年9月28日に、首都圏営業拠点「三重テラス」を開設し、運営しています。三重テラスは、三重県産品を販売するショップ、三重県産食材を使ったメニューを提供するレストラン、市町や事業者等によるイベント開催やコワーキング利用が可能なコミュニティースペースを備え、首都圏における三重の認知度向上、三重ファンの拡大、県産品の販路拡大、県内への観光誘客に取り組んでいます。

三重テラス第3ステージは、その期限が令和9年度末であることから、令和10年度以降の首都圏での営業拠点のあり方を検討するため、三重テラス設置による効果を検証することとしています。

首都圏での営業拠点のあり方の検討にあたっては、三重テラス開設から15年（3期）を経過する中での社会状況等の変化などを踏まえた多角的な検証を行う必要があります。

本業務は、その検証作業の一環として、「三重テラス第3ステージ（令和5年度～令和9年度）」における成果を調査・分析することを目的とします。

4 契約上限額

3,422,485円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

「三重テラス第3ステージ」の運営にかかる成果の調査および分析を行う。

成果には、経済効果を含むものとし、経済効果を測定するにあたっては、令和5年度から本業務着手時までの実績等をもとに実施するとともに、令和9年度末までの予測値も算出し、令和5年度から令和9年度までの個別年度ごと、および5年間の合算数値を算出・分析するものとする。

また、（1）について、それぞれ成果と課題を分析するとともに、令和10年度以降の三重テラスの方向性について以下の点をまとめた内容を含めるものとする。

- ・三重テラスの物販・飲食・イベント・コミュニティ形成・観光総合案内の各機能について、継続した場合としなかった場合のメリット・デメリット
- ・三重テラスの物販・飲食・イベント・コミュニティ形成・観光総合案内の各機能について、運営手法の変更案の提案および運営手法を変更した場合のメリット・デメリット

（1）調査項目

調査を行う項目は以下のとおりとする。

①ショップの運営に伴う成果

ショップの運営に伴う成果として、商品の背景やストーリーが伝わる陳列などにより、どのような三重の魅力をアピールできたか、対面販売やテストマーケティングにより県内事業者の支援にどのようにつながったか等を調査・分析するものとする。

また、ショップ売上に伴う経済効果の測定を行うものとする。

②レストランの運営に伴う成果

レストランの運営に伴う成果として、旬の県産食材や地域の食文化の魅力を体験する飲食の提供がどのようにできていたか、旬の魅力を伝えるイベントや2階イベントと連動した取組がどのようにできていたか等を調査・分析するものとする。

また、レストラン売上に伴う経済効果の測定を行うものとする。

③店外催事による成果

三重テラス店舗外での催事販売による成果を調査・分析すること。

また、店外催事売上に伴う経済効果の測定を行うものとする。

④メディア露出に伴う成果

三重テラスがメディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、フリーペーパー、ウェブ、SNS、書籍等）に掲載されたことによる成果を調査・分析すること。

また、メディア露出に伴う経済効果の測定を行うものとする。

なお、メディア掲載情報は、三重県から提供する情報に加えて、受託者において調査を行うこと。

⑤三重テラスによる情報発信に伴う成果

三重テラスがHP、SNS、メルマガ、ECサイト等で自主的に発信した情報による成果を調査・分析すること。

また、三重テラスによる情報発信に伴う経済効果の測定を行うものとする。

⑥観光誘客に伴う成果

観光誘客に伴う成果として、三重の旅の「入口」として、来館者のニーズにあった観光の魅力発信と情報の提供がどのようにできていたか等を調査・分析するものとする。

また、観光誘客に伴う経済効果の測定を行うものとする。

⑦三重テラスを拠点として販路拡大を図ったことによる成果

三重テラスへの出品が、出品事業者の商品開発や販路開拓などによって事業拡大につながった成果を調査・分析すること。

また、三重テラスを拠点として販路拡大を図ったことによる経済効果の測定を行うものとする。

⑧コミュニティ形成の取組による成果

コミュニティ形成の取組による成果として、三重ファンが集まる場としてどのようなつながりが生まれ、どのような取組につながったか等を調査・分析するものとする。

また、コミュニティ形成に伴う経済効果の測定を行うものとする。

⑨イベント開催に伴う成果

イベント開催に伴う成果として、県、市町、商工団体などが主催する多彩なイベントの開催により、三重県の魅力発信がどのようにできていたか、観光や販路拡大などの出口を意識し、体験や交流を重視したイベントにするため、どのようなブラッシュアップ支援ができていたか

等、市町等が三重テラスでイベントを実施することに伴う成果を調査・分析するものとする。

また、イベント開催に伴う経済効果の測定を行うものとする。

⑩その他、三重テラスの活動において、成果を把握できる項目

(2) アンケート方法

(1) を実施するにあたり、以下の調査方法を取り入れること。

①事業者向けアンケート

三重テラスに出品経験がある事業者（約 700 事業者）へのアンケート調査を実施する。

②三重テラス利用者向けアンケート

三重テラスへの来訪経験がある方を対象にアンケート調査を実施する。

③三重テラス未利用者向けアンケート

三重テラスへの来訪経験がない方を対象にアンケート調査を実施する。

④インバウンド向けアンケート

三重テラスに訪れるインバウンドを対象にアンケート調査を実施する。

⑤日本橋周辺企業の社員向けアンケート

三重テラスの立地する日本橋周辺企業の社員を対象にアンケート調査を実施する。

⑥三重テラスコワーキング会員・三重テラス部活動参加者向けアンケート

三重テラス第 3 ステージで新たに取り組んでいるコミュニティ形成について、コワーキング会員（令和 8 年 1 月 29 日現在、2,748 人）や三重テラス部活動参加者（令和 8 年 1 月 29 日現在、16 部活のべ 724 人）に対してアンケート調査を実施する。利用が少ない利用者も含めて全数アンケートを実施するものとする。

【特記事項】

- ・アンケート項目は、県と調整のうえ、決定すること。
- ・①においては、県から提供するアンケート先の事業者情報を用いて、受託者においてアンケート調査を実施するものとする。
- ・②～④においては、受託者においてアンケート調査を実施すること。
- ・⑤、⑥においては、アンケートの調査先との調整・周知は県が行うが、調査表の作成・アンケート結果の分析は受託者において行うものとする。
- ・⑤のサンプル数は 300 人程度を想定している。

(3) 調査結果のまとめ

(1)、(2) の調査、測定、分析の結果を取りまとめること。この調査結果には、三重テラスの運営により三重県内に生じた成果の調査・分析結果を含めることとする。

また、これらの分析結果を踏まえ、令和 10 年度以降の三重テラスの方向性について以下の点をまとめた内容を記載すること。

- ・三重テラスの物販・飲食・イベント・コミュニティ形成・観光総合案内の各機能について、継続した場合としなかった場合のメリット・デメリット
- ・三重テラスの物販・飲食・イベント・コミュニティ形成・観光総合案内の各機能について、運営手法の変更案の提案および運営手法を変更した場合のメリット・デメリット

(4) 三重県が受託者へ提供する資料

三重テラスに関する以下の資料を提供する。

- ①ショップ、レストランの来館者数・売上・レジ客数、2階コミュニティースペースの来館者数（イベント、コワーキング、観光相談件数、その他）、店外催事・オンラインショップの売上・客数等、三重テラスの運営状況データ
- ②メディア掲載等実績（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、フリーぺーパー、ウェブ、SNS、書籍）
- ③三重テラスHPへのアクセス件数、SNS（Facebook、X、Instagram）、YouTube（三重テラスチャンネル）等による閲覧数等
- ④首都圏からの観光客の観光消費額など、観光誘客に関するデータ
- ⑤商談会、営業活動等を通じた販路拡大の状況
- ⑥三重テラスにおけるイベント利用状況
- ⑦三重テラス来館者アンケート調査結果報告書（令和5年度～令和7年度）
- ⑧平成28年度に実施した「三重テラス第1ステージ（平成25年度～平成29年度）」の運営にかかる経済効果等測定調査の結果報告書及び平成28年度に県が作成した「首都圏営業拠点『三重テラス』」総括評価（最終報告）、令和3年度に実施した「三重テラス第2ステージ（平成30年度～令和4年度）」の運営にかかる経済効果等測定調査の結果報告書及び令和4年度に県が作成した「首都圏営業拠点『三重テラス』」第2ステージ総括評価（最終報告）
- ⑨その他、三重県が有する三重テラス及び首都圏での営業活動に関するデータで、本業務に必要となるもの

6 納品物品

本業務の実施にあたり、下記を指定の時期に提出すること。

(1) 実施体制図・業務実施計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

業務実施計画書は、5に定める業務の処理計画を明らかにしたものとする。変更の場合はその都度、変更書類を提出すること。

(2) 実績報告書

「三重テラス第3ステージ」の運営に係る成果の調査・分析結果を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、5月22日（金）までに、速報版の実績報告書を提出することとし、確定版の実績報告書は6月23日（火）までに、県に提出すること。また、紙媒体及び電子媒体で各3部を県に提出し、県の検査を受けること。なお、電子媒体のファイル形式については、県と事前に協議をし、決定するものとする。

7 業務全般にかかる要件

- (1) 受託者は、本業務を確実に遂行する履行体制（支援体制を含む。）を確保していること。
- (2) 作業及び障害対応について十分な知識を有するものが責任ある立場で業務にあたること。

- (3) 作業に従事する者は、県と十分な協力が図れる体制とすること。
- (4) 業務の処理に際して、三重県と受託者の間で打ち合わせを行った際は、打ち合わせ記録を作成し、速やかに提出することとする。なお、三重県との打ち合わせ等の業務は、三重県が指定する場所において適宜行うこととする。
- (5) 報告書の作成に必要となる作業場所及び設備等は、受託者負担で用意すること。
- (6) 緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図を提出すること。

8 受託者の留意事項

- (1) 受託者は何人に対しても、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知り得た個人情報及び三重県の機密事項を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (3) 原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなる場合においても、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行う。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、県と協議のうえ定める。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通知などの義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行に当たって暴排要綱に定める暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を阻止すること
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ③ 県に報告すること
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、県と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）②又は③の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札停止資格等の措置を講ずるものとする。

11 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

12 履行場所

三重県庁（三重県津市広明町13番地）